

議案第 54 号

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市飲料水供給施設事業給水条例(平成 18 年橋本市条例第 169 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																
<p>(メーターの貸与及びその費用)                      第 17 条 略                      2・3 略                      4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により定める額に、当該額に消費税及び法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とし、給水装置工事の申込者の負担とする。</p> <p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">メーターの口径</td> <td style="width: 50%;">20 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">円 14,286</td> </tr> </table> <p>(2) 遠隔指示式メーター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">メーターの口径</td> <td style="width: 50%;">20 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">円 74,286</td> </tr> </table> <p>(料金)</p> <p>第 24 条 料金は、<u>毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とする。ただし、料金の算定に当たり、算出して得た額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	メーターの口径	20 ミリメートル	金額	円 14,286	メーターの口径	20 ミリメートル	金額	円 74,286	<p>(メーターの貸与及びその費用)                      第 17 条 略                      2・3 略                      4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により、給水装置工事の申込者の負担とする。</u></p> <p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">メーターの口径</td> <td style="width: 50%;">20 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">円 15,000</td> </tr> </table> <p>(2) 遠隔指示式メーター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">メーターの口径</td> <td style="width: 50%;">20 ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">円 78,000</td> </tr> </table> <p>(料金)</p> <p>第 24 条 料金は、<u>次の区分による。</u></p>	メーターの口径	20 ミリメートル	金額	円 15,000	メーターの口径	20 ミリメートル	金額	円 78,000
メーターの口径	20 ミリメートル																
金額	円 14,286																
メーターの口径	20 ミリメートル																
金額	円 74,286																
メーターの口径	20 ミリメートル																
金額	円 15,000																
メーターの口径	20 ミリメートル																
金額	円 78,000																

ア 専用給水装置			イ 共用給水装置		
用途	料率		用途	料率	
	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)		基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)
家事用	水量 10立方メートルまで	料金 1,945円	家事用	水量 10立方メートルまで	料金 1,945円
営業用	水量 20立方メートルまで	料金 4,959円	営業用	水量 20立方メートルまで	料金 4,959円
公共用	水量 20立方メートルまで	料金 4,959円	公共用	水量 20立方メートルまで	料金 4,959円
工場用	水量 100立方メートルまで	料金 24,987円	工場用	水量 100立方メートルまで	料金 24,987円
私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	1,362円	私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	1,362円
臨時用	1立方メートルにつき	681円	臨時用	1立方メートル	735円
備考	1～5 略		備考	1～5 略	
イ 専用給水装置			イ 共用給水装置		
用途	料率		用途	料率	
家事用	水量 10立方メートルまで	料金 1,945円	家事用	水量 10立方メートルまで	料金 2,100円
備考	略		備考	略	

(給水分担金)  
第32条 給水分担金は、次の表に定める額に、当該額に消費税に定める消費税率の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設工事の申込者からの申し込みの際に徴収する。

メーターの口径	20 ミリメートル	メーターの口径	20 ミリメートル
金額	400,000 円	金額	420,000 円
2・3 略		2・3 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市飲料水供給施設事業給水条例（以下「新条例」という。）第 17 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みが行われたものに係るメーターの貸与費用について適用し、施行日前に申込みが行われたものにかかわらず、メーターの貸与費用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 24 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道にあつて、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に初めて料金の額が確定するものに係る当該料金については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 32 条第 1 項の規定は、施行日以後に給水装置の新設工事の申込みが行われたものに係る給水分担金について適用し、施行日前に当該工事の申込みが行われたものに係る給水分担金については、なお従前の例による。